

# 一般社団法人 石見地域循環共生協議会 定款

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

当法人は、一般社団法人石見地域循環共生協議会と称する。

2 英文表記は、Local Circular and Coexistence Council(略称 LCCC)とする。

### 第2条(主たる事務所)

当法人は、主たる事務所を島根県浜田市に置く。

### 第3条(目的)

当法人は、石見地域が有する豊かなポテンシャルを最大限に活かし、「伝統と革新が共鳴し、DX(デジタルトランスフォーメーション)・GX(グリーントランスフォーメーション)・EX(e スポーツ等教育・文化体験のエクスペリエンス)・CX(シビックエクスペリエンス=市民体験価値)が調和した持続可能なスマートコミュニティ石見」の実現を目指し、もって地域循環経済の確立と住民の Well-being 向上に寄与することを目的とする。

### 第4条(事業)

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域循環経済モデルの構築及び推進に関する事業
- (2) DX(デジタルトランスフォーメーション)及びGX(グリーントランスフォーメーション)の推進支援に関する事業
- (3) EX(e スポーツ等教育・文化体験)及びCX(市民体験価値)の創出と振興に関する事業
- (4) 上記各号に関連する地域課題解決、地域資源の活用、新価値創造、政策提言、情報発信、関係人口創出に関する事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な一切の事業

### 第5条(公告の方法)

当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第2章 会員

### 第6条(会員の種別)

当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、その事業活動に主体的に参画するために入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

### 第7条(入会)

当法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

### 第8条(会費)

1. 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
2. 理事が所属する正会員たる団体は、前項に定める会費とは別に、社員総会において別に定める額の理事会費を納入しなければならない。

### 第9条(任意退会)

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### 第10条(除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### 第11条(会員資格の喪失)

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第12条(会員名簿)

当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

### 第3章 資産及び会計

#### 第13条(事業年度)

当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

#### 第14条(事業計画及び収支予算)

当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

#### 第15条(事業報告及び決算)

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### 第16条(寄附)

当法人は、その目的を達成するため、個人又は団体から寄附金品を受け入れることができる。

2. 寄附金品の受領に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 第17条(剰余金の分配の制限)

当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

#### 第18条(残余財産の帰属)

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人その他の公益的な団体に贈与するものとする。

### 第4章 社員総会

#### 第19条(構成)

社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 前項の社員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

## 第 20 条(権限)

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 会費及び理事会費の額
- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

## 第 21 条(開催)

社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2. 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催する。
3. 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

## 第 22 条(招集)

1. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
2. 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

## 第 23 条(議長)

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において正会員の中から選出する。

## 第 24 条(議決権)

社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

## 第 25 条(決議)

1. 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

## 第 26 条(議事録)

1. 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び出席した理事のうちから社員総会において選任された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。

## 第 5 章 役員

### 第 27 条(役員を設置)

当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
  - (2) 監事 1 名以上
2. 理事のうち 1 名を代表理事とする。
  3. 代表理事以外の理事のうち、若干名を業務執行理事とすることができる。

## 第 28 条(役員を選任)

1. 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
4. 理事のうちには、それぞれの配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係がある者が 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

## 第 29 条(理事の職務及び権限)

1. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括する。
3. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

## 第 30 条(監事の職務及び権限)

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

## 第 31 条(役員任期)

1. 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第 27 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

## 第 32 条(役員解任)

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

## 第 33 条(役員報酬等)

理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会の決議によって、報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益を支給することができる。

## 第 6 章 理事会

### 第 34 条(構成)

- 当法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### 第 35 条(権限)

- 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

### 第 36 条(招集)

1. 理事会は、代表理事が招集する。
2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### 第 37 条(決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

## 第 38 条(議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに記名押印又は電子署名する。

## 第 7 章 事務局

### 第 39 条(設置等)

当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
3. 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

### 第 40 条(定款の変更)

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### 第 41 条(解散)

当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第 9 章 その他

### 第 42 条(利益相反の制限)

理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき。
  - (2) 当法人の理事が実質的に経営を支配する法人その他の団体と取引をしようとするとき。
  - (3) その他当法人と理事との利益が相反するすべての取引。
2. 前項の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
3. 第 1 項の理事会の決議においては、当該取引に関与する理事は、議決に加わることができない。

### 第 43 条(委任)

この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 10 章 附則

### 第 44 条(最初の事業年度)

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。

### 第 45 条(設立時社員の氏名及び住所)

当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 島根県江津市江津町340番地甲

設立時社員 今井久師

住所 島根県浜田市松原町272番地9

設立時社員 福濱秀俊

住所 島根県浜田市黒川町159番地2

設立時社員 矢口伸二

住所 島根県浜田市日脚町132番地3

設立時社員 井上公明

### 第 46 条(設立時役員)

当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 今井久師 福濱秀俊 矢口伸二

設立時代表理事 矢口伸二

設立時監事 井上公明

第47条(設立時の会費)

第8条の規定にかかわらず、設立初年度の会費及び理事会費は、設立時社員総会の決議を経て別に定める。

第48条(法令の準拠)

この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。